

## 有機農業

(質問)

令和 2 年度が第 2 次有機農業推進計画の最終年度となっているが、目標達成状況と課題はどうか。また、第 3 次有機農業推進計画では、どのような目標設定により有機農業を推進していくのか。

(入江委員)

(回答)

まず、第 2 次有機農業推進計画の目標達成状況及び課題について、「有機農業の拡大」、「技術の開発・体系化」、普及指導の強化」「消費者理解の増進」「推進体制の強化」の 5 つの推進・普及目標を掲げ、取り組んできたところである。このうち、「有機農業の拡大」については、耕地面積に占める割合を 1.0% としていたが、0.6% と、目標に届かなかった。有機農業の取組面積をいかに増やすかが課題であると認識している。

次に、第 3 次有機農業推進計画の目標設定については、4 つの目標を設定しており、1 つ目、有機農業の取組面積を 800ha から 1,200ha に拡大する、2 つ目、有機農業者数について、約 300 人から 480 人に増やす、3 つ目、週 1 回以上有機農産物を購入する消費者の割合を 10% から 12% にまで高める、4 つ目、国際水準の有機農業を指導・助言できる指導員数を累計 20 人以上にする目標を設定し、推進していく。

(石井安全農業推進課長)

(質問)

現状の県内の有機農業者数はどうか。

(入江委員)

(回答)

平成 30 年度の有機農業者数は 297 人であったが、令和 2 年度においては、275 人となっており、若干減少している。

(石井安全農業推進課長)

(質問)

新規有機農業者を増やすためには、農地を取得する下限面積がネックになっていると聞いている。50 アールという基準があるが、令和 2 年 11 月に農水省から新規就農者を増やすために通知が出されている。その内容と県内自治体の取組状況はどうか。

(入江委員)

(回答)

令和 2 年 11 月に、国から「新規就農者の増加を促進するための別断面積の設定等について」という通知が出ている。

内容は大きく三点あり、一点目は農業経営基盤強化促進法の農地利用集積計画によれば下限面積を満たす必要がないこと。二点目は、農地法により農業委員会が別段面積を定め、公示することにより、その面積が下限面積となること。三点目は、地域再生法による既存住宅活用農村地域等移住促進事業について、計画に面積を定めれば、それが下限面積となるという内容である。

県内 54 市町村のうち 24 市町が別断面積を設定しており、この通知が出てから別断面積を設定した市町村は、東金市、君津市及び鋸南町の 3 市町である。

(板倉農地・農村振興課長)

(要望)

新規の有機農業者を増やすためにも、下限面積の引下げについて、県は各市町村に対し、働きかけていただきたい。

(入江委員)

(質問)

国の制度で環境保全型農業直接支払交付金について、この 3 年間で活用状況はどうか。また、有機農業や冬期湛水の割合は増えているのか。

(入江委員)

(回答)

交付金の 3 年間の活用状況について、平成 30 年度と令和 2 年度を比較すると、市町村数は 6 減少しているが、交付金額ベースでは、約 86 万円増額となっている。

全体に占める有機農業の割合は、取組面積ベースで約 61% と前年度より 6 ポイント増加している。冬期湛水の割合は、取組面積ベースで 0.4% と前年度より 0.1 ポイント増加している状況である。

(石井安全農業推進課長)

(質問)

この交付金の活用を進めるため、どのような課題があるか。

(入江委員)

(回答)

県では、市町村や農協を対象にした担当者会議を毎年開催し、制度の変更点などを周知するとともに、事務手順の理解促進や他地域の取組状況の共有等を図っている。有機農業者へは、有機農業研修会においてパンフレットを直接配付し活用を促している。

課題としては、本交付金は農業者団体への交付が基本となっているが、有機農業は個人での取組が多いいため、有機農業者の組織化が課題と認識している。

(石井安全農業推進課長)

(要望)

課題の解決に向けて、県としても、さらに個人でもどうしたらグループ化して受けられるのか知恵を絞って引き続き進めていくように。

(入江委員)

## 多面的機能支払交付金

(質問)

多面的機能支払交付金について、近年3年間の推移はどうか。

また、田んぼダムという洪水被害の軽減に備えるというメニューがあるが、活用状況はどうか。

(入江委員)

(回答)

まず、令和2年度の交付金額については、45市町村に総額で約14億1,300万円交付しており、交付面積は、水路の泥上げや草刈りといった基礎的な保全活動の場合、約3万3千ヘクタールであり、交付した活動組織数については547件となっている。交付金額や基礎的な保全活動の面積、件数はいずれもこの3年伸び続けており、平成30年度と比較すると、交付金額は約1億200万円、面積は約1,700ヘクタール、件数は16件増加している。

田んぼダムの取り組み事例であるが、令和2年度交付金活用の取組組織数は1市2町で11組織が取り組んでいる。

(板倉農地・農村振興課長)

(質問)

田んぼダムについて、兵庫県や新潟県は積極的に推進しており、交付金も千葉県とは比べものにならないくらい活用していると聞いている。千葉県としても交付金を活用して田んぼダムの取組を進めるために、適地の研究や自治体への働きかけを進めていただきたいと思うがどうか。

(入江委員)

(回答)

水田からの排水を調節し、雨水等をゆっくり排水路に流す、いわゆる「田んぼダム」は、河川に流入する雨水を一時的に制限する効果があり、河川の下流域の洪水被害を軽減する手段として有効であり、取組の推進は重要と考えている。

一方、田んぼダムの取組は、時期によって水位上昇による作物の生育阻害などの影響が生じるおそれがあることから、水田を管理する農業者等の理解が得られるよう、実施の方法などについて、よく関係者で話し合い、合意を得ながら進めることが必要である。そのため県では、優良事例の紹介を行うとともに、田んぼダムの実施にむけた話し合いや、排水調整機具などに助成する国の交付金の活用を市町村等に働きかけるなどして推進に努めている。

(板倉農地・農村振興課長)

(要望)

是非、研究をすすめて適地に田んぼダムの交付金を活用して取り組みを進めていただきたい。

(入江委員)

## ナガエツルノゲイトウ

(質問)

令和2年度のナガエツルノゲイトウ駆除に関する予算・決算、具体的な事業の内容はどうか。

(入江委員)

(回答)

令和2年度の予算額は2千万円、決算額は1千5百13万3千800円となっている。  
具体的な内容については、印旛沼周辺の水路において約1,790平方メートル、香取市内の水路において約900平方メートル駆除した。

(本宮耕地課長)

(質問)

昨年度から予算措置されたとのことだが、農業者からどのような要望が 出されているのか。また、今後の方向性はどうか。

(入江委員)

(回答)

土地改良区からは、大雨時にナガエツルノゲイトウが排水機場に漂着し、運転操作に支障を来すことがあるため、駆除して欲しいとの要望がある。引き続き、機場の運転操作に支障がないよう水路内の駆除に努める。

(本宮耕地課長)

(質問)

刈り取られたナガエツルノゲイトウについては、ゴミ処理場で処理されているが、堆肥化やバイオ燃料にすることについて、試験研究が行われていると聞いているが、県としてはナガエツルノゲイトウに関する調査研究はどのように行われているのか。

(入江委員)

(回答)

ナガエツルノゲイトウについては、茎の断片からでも容易に再生するため、水田の耕運や畦畔の草刈り等の通常の作業で、水田に拡散し水稻栽培においても問題になる可能性がある。実際、印旛沼周辺等では水田にも定着しつつあることから、県では水稻栽培における除草剤による防除法の確立に向けて、国の研究機関や土地改良区と連携し、令和元年度から5年間の研究として取り組んでいるところである。

(須合担当手支援課長)

(要望)

国と連携している調査研究について、結果が示されたら議会にも申し入れしていただきたい。

(入江委員)